

## ●講師略歴

北京出身。日本に長年の滞在経験があり、中国弁護士・中国弁理士・日本国弁理士の資格を併せ持つ。大学院在学中に北京第1中級人民法院知的財産部（北京知財裁判所の前身）で約半年間研修し、多くの特許及び商標の審決取消訴訟及び侵害訴訟に関与しながら、知財裁判官の協力のもとで特許権侵害による損害賠償に関する研究を行った。大学院卒業後は中国の大手知財系法律事務所ですべて主に中国特許出願、中間処理、復審、無効審判、訴訟、鑑定、ライセンス契約の作成及びチェック、法律相談などの業務を多数扱っていた。2016年に特許業務法人栄光特許事務所に入所し、主に中国関連の知財業務を行っている。日本弁理士会、日本知財学会、中国弁理士会、中華商標協会などの各種団体の活動に積極的に参加し、日中両国の法律に精通する専門家として、日本企業、大学、学術団体向けに年間合計30回以上ものセミナーを実施している。

## ●お申し込み方法

聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付してください）にて下記当支部までお申し込みください。

またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承ください。

●締切り：平成30年7月17日（火）

## ●申込み、お問合せ先 日本弁理士会東海支部

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階

TEL052-211-3110 FAX052-220-4005 e-mail:info-tokai@jpaa.or.jp

ホームページ <http://www.jpaa-tokai.jp/>

## ○平成30年度週末特許セミナーについて

### ●静岡会場（B-nest 静岡市産学交流センター（ペガサート7階））

（第1回）9月28日（金） （第2回）10月5日（金）※知財広め隊事業 （第3回）10月26日（金）

### ●浜松会場（アクトシティ浜松研修交流センター）

（第1回）9月21日（金） （第2回）10月12日（金） （第3回）10月19日（金）

※1. 知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権を含めた総称です。

※2. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。

※3. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。開催中止の場合は当支部ホームページでお知らせします。

※4. 日本弁理士会東海支部は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

日本弁理士会東海支部 行（FAX052-220-4005）

## <知的財産フォーラム2018 in 静岡 参加申込書>

フリガナ	
氏名	
連絡先	(〒 - ) 電話 ( ) - FAX ( ) -
職業	■以下該当するものを○でお囲み下さい。 1. 経営者・代表者                      2. 勤務者（法務・知財・開発・設計・製造・その他） 3. 士業                                      4. 学生                                      5. 主婦 6. その他 ( )

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただきますこともあります。